

補助金調書

補助金名	臨時福祉給付金給付事業費補助金			担当課 (連絡先)	保健福祉局総務部臨時福祉給付金担当 (TEL 711-6991)	
交付先	<input type="checkbox"/> 個人	臨時福祉給付金支給対象者		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 公募	(公募の場合) 公募時期	申請受付期間 平成27年9月～平成28年2月(予定)			
(公募の場合) 応募要件	基準日(平成27年1月1日)時点で市町村の住民基本台帳に記録されており、平成27年度の市町村民税(均等割)が課税されていない者(市町村民税(均等割)が課税されている者の扶養親族や生活保護制度内で対応される被保護者等を除く。)					
(非公募の場合) 非公募の理由	/					
補助開始年度	26	年度	経過年数	1	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴う低所得者への負担を軽減するため、制度的な対応が行われるまでの間、暫定的・臨時的な措置として要件に該当する者からの申請に基づき給付金を支給するもの。(支給額は対象者一人につき6,000円。)					
補助金の終期	設定しない					
終期を延長する理由	/					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> 定額	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 対象者1人につき6,000円×(支給対象見込み者数)305,205人=1,831,230千円				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	238,096 件	件	件		
	1,831,230 千円	2,871,820 千円	千円	千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴う低所得者への負担を軽減するため、下記のとおり給付措置を実施。 ・支給対象者:基準日(平成26年1月1日)時点で市町村の住民基本台帳に記録されており、平成26年度の市町村民税(均等割)が課税されていない者(市町村民税(均等割)が課税されている者の扶養親族や生活保護制度内で対応される被保護者等を除く。) ・支給額:対象者一人につき10,000円(加算対象手当等の受給者は5,000円加算。) ・申請受付期間:平成26年7月1日～12月26日					
補助金交付 による効果	平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴う低所得者への負担を軽減するもの。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。